

議 事 日 程 （第1号）

平成21年11月27日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報 第 7 号 専決処分報告について

専第11号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第9号）

日程第4 議案第64号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第5 議案第65号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第66号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第7 議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に
関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第68号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第9 議案第69号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第10 議案第70号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第71号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第10号）

日程第12 議案第72号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第73号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第74号 平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第75号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）

日程第16 議案第76号 財産の取得について

出席議員（7名）

1 番 安 江 利 英

2 番 服 田 順 次

3 番 今 井 保 都

4 番 安 倍 徹

5 番 安 江 浩

6 番 安 江 祐 策

7 番 熊 澤 光 介

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
総 務 課 長	楯 光 一	村 民 課 長	安 江 弘 企
産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸	教 育 課 長	安 江 宏
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 裕 尚	村 民 課 課 長 補 佐	小 池 毅

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	河 田 孝
------------------	-------

開会及び開議の宣告

○議長（安江 浩君）

ただいまから平成21年第 4 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（安江 浩君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6 番 安江祐策君、7 番 熊澤光介君を指名します。

会期の決定について

○議長（安江 浩君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

報第 7 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第 3、報第 7 号 専決処分報告について、専第11号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

楯総務課長。

○総務課長（楯 光一君）

報第 7 号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第 3 項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成21年11月27日提出、東白川村長。

記 1、平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）。別紙でございます。

専第11号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,059万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年11月10日、東白川村長。

2ページの第1表、それから説明資料4ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。5ページから説明します。

2. 歳入。14款2項4目衛生費県補助金、補正額46万1,000円、説明欄にありますように、新型インフルエンザ予防接種費の補助金でございます。国の助成制度の対象になります生活保護世帯並びに村民税の非課税世帯に対する4分の3の補助で、6,150円の100人分の4分の3というものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額107万5,000円、前年度繰越金です。

3. 歳出。4款1項2目予防費、補正額153万6,000円追加、説明欄にありますように、予防接種事業の診療所に払います検診・検査の手数料、3,000円の方が287人と6,150円の方が80人、1回と2回の接種の違いになっていると思いますが、合わせて367人分でございます。それから、負担金、補助及び交付金のところの補助金で、新型インフルエンザの接種助成金ということで、これは3,000円の方が20人、6,150円の方が20人ということで、これは診療所以外の医療機関にかかられた方への助成分というものでございます。以上でございます。

○議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから報第7号 専決処分報告について、専第11号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第11号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり承認されました。

議案第64号から議案第75号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第4、議案第64号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第75号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの12件は関連がありますので、一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

楯総務課長。

○総務課長（楯 光一君）

議案第64号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

次のページに改正条例がございます。朗読します。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の152.5」を「100分の142.5」に「100分の177.5」を「100分の170」に改める。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

これは、お手元の方にこういう説明資料、色刷りのものが入っていると思いますので、お開きいただきたいと思います。

1枚目の下のところに議会議員と書いてある条例の骨子でございます。今、御説明しましたのは左側の条例の現行の分でございまして、6月支給分を1.425、もともと1.525あったのを1.425にしまして、1.775の12月分を100分の170ですので1.7ヵ月にするというものでございます。

続きまして、議案第65号 東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村議会の議員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「100分の177.5」を「100分の170」に、「100分の159.75」を「100分の153」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

これも先ほど説明しました現行の右側の特例と書いた説明資料の方にありますように、21年度に限り10%削減の条例の中身を変えるというものでございます。

本則中を変えさせていただいたのは、5月の臨時会では附則の中で6月期の率を変えるというふうになっておりましたけれども、8月11日の人事院勧告に基づいて、今後、3.3ヵ月年間あったものを3.125ヵ月に減らすという関係がございまして、本則を変えるというものでございます。

それで、6月につきましては、もう既に附則で変わっておりましたので、12月分のもともとの

159.75というのを、153の右の特例の一番下のところですけど、12月支給分の赤字でグリーンのかかったところで1.53ヵ月にするという改正でございます。

次に、議案第66号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「215、」を「195、」に「235」を「220」に改める。

附則、施行期日等、この条例は、公布の日から施行する。

これは先ほどの資料のもう一枚めくっていただいたところに、村長・教育長の期末手当、一般職員の期末・勤勉手当の割合の特例に関する条例の骨子ということで出しております。これの左側の条例の部分でございまして、6月の215を195、ちょうど真ん中のところ、5月に改正されておりますけど、この部分が附則でありましたので、今回、11月補正のところでは第5条2項の本則を下げるというものでございます。

それから、235というのは12月支給分の改正前でございまして、それを一番下の12月支給分の220に引き下げるというものでございます。

次に、議案第67号 東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村常勤の特別職職員の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「100分の220」を「100分の198」に改める。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

これは、ただいま見ていただきました資料の右側の村長・教育長のみ適用であります。10%削減するもので、このところでは本則のところの12月の部分を220から198に改めると、10%カットするというものでございます。

議案第68号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「215、」を「195、」に、「235」を「220」に改める。

附則、施行期日等、この条例は、公布の日から施行する。

これは先ほどの村長のところで説明しましたように、本則のもともとの条例の第5条2項を改めるというものでございます。

議案第69号 東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。東白川村教育長の平成21年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「100分の220」を「100分の198」に改める。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

これも先ほど村長の方で説明したとおり、12月分の条例に決まっております2.2ヵ月を10%カットさせていただいて100分の198に改めるというものでございます。

議案第70号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成21年11月27日提出、東白川村長。

次のページに改正条文を載せておりますが、朗読説明は省略させていただいて、先ほどの資料の一番最後のページでござんいただきたいと思っております。

東白川村職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、議案第70号関連でまとめております。

一番下の のところに条例の主な改正点ということで四つございます。

まず1点目、住居手当の見直しということで、これは第15条の2関係でございます。

それから、期末手当の見直しが第23条の4関係でございます。

それから、勤勉手当の見直しが第23条の7関係、給料表の見直しが第3条関係の別表ということでございます。

上の方へ戻っていただきまして、改正のあらましでございます。

条例改正の趣旨としましては、平成21年8月11日付人事院勧告に準拠し、民間の給与支給の状況を反映するとともに、公務員給与と民間給与との格差の是正を目的として、職員の給与の見直しを図るべく、給料表の改正、これは一部を除いておりますが、引き下げでございます。

それから、住居手当の一部廃止及び期末・勤勉手当の引き下げを行うものでございまして、概要としましては、一つ目に、住居手当の一部廃止、職員の自宅に係る住居手当、これは新築、もしくは購入後5年に限って月額2,500円が支給されておりましたが、これを廃止するというものでございます。

それから期末・勤勉手当の引き下げにつきましては、年間4.5月分支給しておりました期末・勤勉手当の支給月数を一般職員は0.35月分引き下げ、年間4.15月分とするというものでございます。それから再任用につきましては、それぞれここに書いてあるように下げておりますけど、うちは今

のところ再任用職員はありませんので適用者はございません。ただし、本年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を一般職員は0.2、再任用は0.1という特例措置として凍結をしておりましたので、本年12月期においてはその凍結分を一部に充当するという事で、12月については0.15ヵ月分を引き下げるといふものでございます。

それから給料表の改正につきましては、初任給を中心とした若年層、1から3級の一部と医療職一、これは医師でございますが、を除いて原則的に平均で0.24%引き下げるといふことで、東白川の職員につきましては、給料表上で400円から700円ぐらいの引き下げになります。

それから、次に給料の切りかえに伴う経過措置の変更といふことで、平成18年4月1日の給料切りかえに伴い、経過措置として切りかえ後の給料月額が切りかえ前の給料月額に達しない場合にその差額を調整額という形で支給されておりましたが、これらの職についても、減額改定対象である職員については切りかえ前の給料月額に調整率100分の99.76を乗じて、これは円単位まで支給するといふものでございます。

それから、平成21年12月期の期末手当における減額調整でございますが、これはマイナス改定をされた職員については、ことしの4月にさかのぼって給料の月額の改定分と6月に支給しました期末・勤勉手当、それからここに書いてありませんが、管理職手当と扶養手当についても0.24%を掛けたものを12月の期末手当から減額して調整するといふものでございます。

概要は以上でございます、改正条例に戻っていただきまして、4枚ほどめくっていただいたところに附則がございます。施行期日、1.この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

それから、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置といひますのは、先ほどの説明資料の一番最後の項目で説明しました、12月のボーナスから4月までのさかのぼり分を減額しますよといふものでございます。

条例説明は以上とさせていただきます。

次に、議案第71号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,800万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年11月27日提出、東白川村長。

2ページの第1表と説明資料5ページの事項別明細書1の総括の朗読は、省略をさせていただきます。

6ページからお願いいたします。

2.歳入、18款1項1目繰越金、補正額259万2,000円の減額でございます。前年度繰越金でございます。

7ページから歳出の説明になりますが、説明する事項のほとんどが今の人事院勧告に基づくもの

でございますので、よろしくお願いします。

3. 歳出、1款1項1目議会費、補正額16万6,000円の減額、ここでは議会運営費と議会事務局費でそれぞれ期末手当と期末勤勉手当の減額というものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額84万8,000円の減額、これも人事院勧告に基づくものでございます。

2款2項1目税務総務費、補正額13万円の減額、これも期末・勤勉の減額でございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額3万4,000円の減額です。これも同じでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額19万2,000円の減額、3目保健福祉費5万7,000円の減額、いずれも期末・勤勉の減額でございます。

3款2項1目児童福祉総務費6万円の減額、2目認可保育所費30万3,000円の補正の減でございます。これも同じでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額19万8,000円の減額、それから次のページの3目の母子健康センター費では4万6,000円の減額でございます。

5目環境対策費32万1,000円減額、ここはちょっと金額が多いんですけども、これは休職者の勤勉手当が支給されないということで若干多目の減額となっております。

6款1項1目農業委員会費、補正額4万1,000円の減、2目農業総務費が11万3,000円の減額でございます。

7目農地費も5万9,000円の減ということでございます。

11ページ、6款2項1目林業総務費9万4,000円の減ということで、これも人勧のとおりです。

2目の林業振興費では補正額73万2,000円の追加ということで、これは説明欄にありますように村有林管理事業で、上之段の山林購入費となっておりますが1.313ヘクタールと、それから立木補償が10.77立米ということで、これはお手元の方に図面が出ておると思います。こういった一枚物ですが、赤の鉛筆で囲ってある部分ですけども、台帳面積になると思いますが1.313ヘクタールと、流木補償のところが金額になる部分だけです。松とか、搬出しますと赤字になる部分は除きまして、ヒノキの分で10.7立米ほどということで、合わせて73万2,000円を予算化させていただきました。

それから、3目の林道総務費では人事院勧告によります補正額が5万2,000円の減でございます。

7款1項1目商工振興費では、補正額が13万1,000円の減でございます。人事院勧告によるものです。

8項1項1目土木総務費が補正額7万円の減、これも期末・勤勉でございます。

10款1項2目教育費の事務局費、ここでは補正額40万9,000円の減ということで、期末・勤勉手当の減でございます。

以上で一般会計の方を終わります。

○議長（安江 浩君）

村民課長 安江弘企君。

○村民課長（安江弘企君）

議案第72号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,344万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年11月27日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

10款1項1目繰越金、補正額5万2,000円の減額でございます。前年度の繰越金でございます。

3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額5万2,000円の減額でございます。一般会計で説明がありましたように、職員の期末・勤勉手当の減額によるものでございます。

議案第73号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,235万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年11月27日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額19万5,000円、前年度の繰越金でございます。

3. 歳出、1款1項1目一般管理費、補正額7万4,000円の減額でございます。これは期末・勤勉手当の減額でございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額26万9,000円、これにつきましては修繕料として26万9,000円計上しておりますけれども、みつば保育園前の水道の止水弁ですけれども、3ヵ所陥没しておりますのでそれを修繕するものでございます。

議案第74号 平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。平成21年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,118万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年11月27日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から朗読をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額4万5,000円の減額でございます。前年度の繰越金でございます。

3. 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 4 万 5,000 円の減額でございます。先ほどからありますように、期末・勤勉手当の減額によるものでございます。

○議長（安江 浩君）

診療所事務局長 安江君。

○国保診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第 75 号 平成 21 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）。平成 21 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 105 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,364 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 21 年 11 月 27 日提出、東白川村長。

次の 2 ページの第 1 表と 4 ページの補正予算事項別明細書の 1. 総括の朗読を省略させていただきまして、5 ページの 2. 歳入、6 款 1 項 1 目繰越金、補正額 105 万円の減額、これは前年度繰越金です。

3. 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 7 万 7,000 円の減額、これは先ほどからありますけど、職員手当等の人事院勧告によるものでございます。

2 款 1 項 1 目医業費、補正額 97 万 3,000 円の減額、これも同じく職員手当等の人事院勧告によるものの減額でございます。

○議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4 番 安倍徹君。

○4 番（安倍 徹君）

給与改定でございますけれども、給与の平均値、ラスパイレス指数が低いのを是正せよという国の指導もあります。この村の場合は、今までの御説明では、民間の給与との兼ね合いから下げるときは下げてということをやっているわけなんですけど、この平均の給与額に、ちょっと低いのは、岐阜県最下位ということでございますので、それをある程度上げようとするならば、こういう改定時に一般職員のものを下げないという方法。市町村でも、下げる案件を否決した議会もございますし、一部否決したところもございますが、この辺について村長はどのようなお考えであるか、ちょっと聞いておきたいなと思います。

○議長（安江 浩君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまのラスパイレス指数についての御質問ですが、議員がおっしゃるように岐阜県で一番東白川村が低いわけでございます。それをまた今度ちょっと下げることですので、これはどこ

の議会も、今おっしゃったように一部下げないところもあるようでございますが、下げておりますので、ラスパイレス指数の順位については変わらんとしますが、一般の村民の所得においても東白川はかなり低いということもございますので、役場の職員を下げないでおくということは私としてはちょっと考えにくい、同じように下げてまいりたいと思います。

もちろん、私もラスパイレス指数がよその町村と肩を並べられるようにしたいという気持ちはございますが、もう少し村の経済状況がよくなったら、それも引き上げたいなあとは思っておりますが、ことしの場合、ほとんどの市町村で下がるということでございますので、東白川も下げていくということでただいまの議案を提案したわけでございます。村民感情からいっても、やはりこのような時期に人事院の勧告を実施することには賛成を得られるのではないかと考えております。

詳しいパーセントとか順位とかについては、また総務課長の方から一言あると思いますが、私の考えでは、そういう考えで提案をいたしましたので御審議をいただきたいと思います。

○議長（安江 浩君）

総務課長 楯君。

○総務課長（楯 光一君）

ラスパイレス指数につきましては、御指摘がありましたように、東白川村、まだ今これは速報値でございまして公表値ではございませんが、岐阜県42市町村の中で一番低いということで、86.7という数字がことし出ております。

岐阜県下42市町村の中で80%台という団体は8団体でございます。この中には、市では海津市さんが入っておりますし、あとは安八、揖斐川町、それから池田町、北方町、お隣の白川町と白川村でございます。うちの次に低いところが隣の白川町で、87.6という数字で、白川もかなり以前よりは低くなってきておるということでございます。白川村は、うちよりは2.5ポイント高い89.2という数字が出ております。ちなみに、県下で一番高いのは各務原市で99.7でございます。以上でございます。

○議長（安江 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第75号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）まで

の12件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第75号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの12件については、原案のとおり可決されました。

議案第76号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第16、議案第76号 財産の取得についてを議題とします。

本件についての提案説明を求めます。

総務課長 楯君。

○総務課長（楯 光一君）

議案第76号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成21年11月27日提出、東白川村長。

記1．財産の名称・数量並びに設置場所、名称はマイクロバスでございます。数量は1台。設置場所は、東白川村神土平地内、東白川村役場でございます。2．取得の目的、既設車両の老朽化に伴う更新取得。3．取得の方法、指名競争入札。4．取得予定価格741万1,145円。5．購入先、東白川村越原1009番地2、有限会社ウィズドライブ。

予定価格700万円以上のものにつきましては、この規定により議会の議決を求めなくてはならないということで、現在は仮契約をしております。早ければ12月中に入りますし、遅くとも来年1月中に納入となる運びでございます。よろしくお願いします。

○議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 安江祐策君。

○6番（安江祐策君）

今回のこのバスの更新といいますか、この購入に当たりまして、以前からこのバスの問題については、村長さんのところへも各団体からいろんな要望等が入っていたと思いますし、我々議会の方もいろんな要望も承っておりましたし、この更新については別に反対をするつもりもありませんし、賛成でございますけれども、いわゆる使用規定ということについて、今回、この議会でちょっとお尋ねしたいと思います。

以前のバスについては使用規定があっただけのようなものだったと思いますし、いろんな面でさまざまな問題があっただけで使えなかったのかなかなか難しい。ここで申し上げますと長くなりますので、その辺のこ

とは皆さん方おわかりだと思いますが、先般も老人クラブさんの方からも要望もありましたし、それから文化協会、体育協会、特に村外へ出ていかれる団体の皆さんから、そのマイクロバスについての使用についての要望等が多くありました。そのことについて、今回、新しく更新されるということで、今までのことに関してはよしとして、今回新しく使用される機会をもって、その辺の使用規定のことについて、今現在、どのように話し合われておりますか。その辺のことだけ、まずこの議会の中でお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（安江 浩君）

参事。

○参事（今井俊郎君）

ただいまの御質問のことでございますが、私どもも各団体さんからの要望とか、使い勝手のことについては承知をしております。昨日の課長会議で村長の指示もありまして見直すということで、現在の規定については見直しの作業に入りました。

で、各課で掌握しております団体等をまずリストアップさせていただいて、まずどんな団体が使えるのかというようなことの調査、それからその使い方についての取り決めでございますけれども、運転手さんをどうするのかとか、燃料費はどうするんだとか、有償で運行することはできませんので、その辺のところをクリアできる状況をつくるということと、村長の指示は、あくまでも使えないというよりも使えるという方向で、これは公共財産でございますので村民の方が使いやすくするというのを趣旨として、今回、規定は見直さないにしても、その運用基準というようなものを定めまして、使い勝手のいいものにさせていただくということを検討します。

検討しました暁に、その原案を議会の皆様方へ御相談ですが、代表の方か、それから各団体ですね、文化協会さんですとか老人クラブ連合会さんの代表の方々に一度お示しをして、また御意見をいただいて決定していきたいという作業を12月中に上げたいというふうに思っていますので、ちょっと日にちはまだ決まってございませんが、そういう段取りで、新しいバスは非常に村民の方々の関心も高いものですから、使い勝手のいい車両にして、さっき所得の話も出ましたが、ちょっとでも活動の助成をしていきたいなあというふうな考えでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（安江 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから、議案第76号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（安江 浩君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成21年第4回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時31分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員